

平成二十二年六月二十五日

第六十五回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場

六・ 報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 十四

(一) 豊洲新市場整備の経緯について

(二) 市場使用料あり方検討委員会について

七・ 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 二十八

日時 平成二十二年六月二十五日（金） 午前十時

場所 東京都庁第一本庁舎南塔三十三階 特別会議室 S 6

出席者

会長 福永 正通 地方公共団体金融機構副理事長

会長代理 横山 彰 中央大学総合政策学部教授

委員 阿部 裕行 多摩市長

伊藤 裕康 東京都水産物卸売業者協会会長

上野 和彦 東京都議会議員

大北 恭子 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟常任委員

小沢 昌也 東京都議会議員

川田 一光 東京中央市場青果卸売会社協会会長

菅 東一 東京都議会議員

木立 真直 中央大学商学部教授

近藤 弥生 足立区長

西尾 チヅル 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

三原 まさつぐ 東京都議会議員

山本 茂貴 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部部長

岡田 至 東京都中央卸売市場長

幹事 後藤 明 東京都中央卸売市場管理部長

” ” ” ” ” ” ” ” ”
座 清 大 志 砂 宮 野 横 大
間 宮 橋 村 川 良 口 山 拙
充 眞 健 昌 俊 眞 一 宏 秀
子 治 孝 雄 眞 紀 宏 次

東京都中央卸売市場参事（市場政策担当）

東京都中央卸売市場参事（調整担当）

東京都中央卸売市場担当部長

東京都中央卸売市場建設調整担当部長

東京都中央卸売市場建設技術担当部長

東京都中央卸売市場参事（特命担当）

東京都中央卸売市場部長

東京都生活文化スポーツ局消費生活部長

東京都都市整備局都市基盤部長

第六十五回東京都卸売市場審議会

午前十時〇一分 開会

一、開 会

松村書記　それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。申し遅れましたが、私、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の松村でございます。今日どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。審議会委員の定数十五名中、ただいま十三名の方々の出席をいただいております。していますが、定足数を超えており、有効に成立しておりますので、審議会を始めさせていただきます。

なお、本日は馬場委員が所用のため欠席されております。また、川田委員は若干遅れると先ほど連絡がございました。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は、既にお手元に配付してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」「審議会運営要領及び新旧対照表」「諮問文(写)」「資料一」「資料二」「資料三」

料三」でございます。お手元がない場合はお申し出いただきたいと思います。

また、机上には、参考資料といたしまして、「東京都中央卸売市場事業概要」「東京都卸売市場整備計画（第八次）」、そして平成二十二年三月に国の研究会が取りまとめました「卸売市場の将来方向に関する研究会 報告書」を用意してございます。これらは必要に応じてご覧ください。

以上、資料の確認でございました。

次に、当審議会の幹事・書記でございますが、お手元の「幹事・書記名簿」をもちまして紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、当審議会の運営につきまして必要な事項を定めております「審議会運営要領」につきまして、今般、東京都卸売市場審議会条例第十条の規定に基づき、一部改正をさせていただきました。内容は、お手元の「審議会運営要領」及び「新旧対照表」のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

なお、本年二月に審議会委員の改選がございました。今回は改選後初めての審議会でございますので、東京都卸売市場審議会条例第五条の定めるところに従いまして、後ほど皆様の互選によりまして会長職の選出をお願いすることとなっております。それまでの間、大変恐縮ではございますが、当審議会の幹事でございます大脳市場政策担当参事が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大脳幹事 おはようございます。ただいま紹介がありました市場政策担当参事の大脳でございます。皆様に会長をお決めいただくまでの間、僭越ではございますが、私が進行役を務めさせていただきます。

二、市場長あいさつ

大拙幹事　それでは、お手元に配付してございます次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、岡田中央卸売市場長よりごあいさつを申し上げます。

岡田幹事　おはようございます。東京都中央卸売市場長の岡田でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

本審議会は、昭和四十七年一月設置ということでございまして、今回で六十五回を数えます。これまで生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定を図るため、卸売市場の整備計画など、卸売市場に關します重要な事項につきましてご審議をいただいできています。

市場行政を推進する立場にございます東京都中央卸売市場といたしましては、近年の流通環境の変化や食の安全・安心への関心の高まりなど、この卸売市場を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、計画的に市場整備を進めていくことが必要であると考えてございます。

今期の審議会では、現行の第八次の整備計画が本年度、平成二十二年度をもちまして計画の期間満了となることに伴いまして、次期の計画を策定する、こうしたことに向けました基本方針につきましてご答申をいただくとお願ひするものでございます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙な中、ご審議をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、豊洲新市場整備につきましては、本年第一回の都議会定例会におきまして、当局の予算が付帯決議つきで可決されました、その中で、議会として現在地再整備の可能性につきまして、大方の事業者の合意形成に向け検討を行い、一定期間内に検討結果をまとめるものとするのとされたところでございます。こうしたことを踏まえまして、後ほどこれまでの経緯や新市場予定地における土壌汚染対策などにつきましてもご報告をさせていただきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、審議会の開催に当たりまして、中央卸売市場長としてごあいさつをさせていただきました。委員の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

三、委員紹介

大舘幹事 続きまして、本日の審議会は委員改選後初めての審議会でございますので、お手元の「委員名簿」に従いまして委員の皆様を紹介させていただきます。

阿部委員でございます。

阿部委員 阿部です。どうぞよろしくお願いいたします。

大舘幹事 伊藤委員でございます。

伊藤委員 伊藤でございます。

大舘幹事 上野委員でございます。

上野委員 上野でございます。よろしくお願いいたします。

大舘幹事 大北委員でございます。

大北委員 大北でございます。よろしくお願いいたします。

大舘幹事 小沢委員でございます。

小沢委員 小沢です。よろしくお願いいたします。

大舘幹事 川田委員でございます。

川田委員 川田でございます。よろしく申し上げます。遅れて申しわけありません。

大舘幹事 菅委員でございます。

菅委員 どうぞよろしく願います。

大拙幹事 木立委員でございます。

木立委員 木立です。よろしく願います。

大拙幹事 近藤委員でございます。

近藤委員 よろしく願います。

大拙幹事 西尾委員でございます。

西尾委員 西尾です。よろしく願います。

大拙幹事 馬場委員でございますが、本日は欠席とのご連絡をいただいております。

福永委員でございます。

福永委員 福永でございます。よろしく願います。

大拙幹事 三原委員でございます。

三原委員 三原です。よろしく願います。

大拙幹事 山本委員でございます。

山本委員 山本です。よろしく願います。

大拙幹事 横山委員でございます。

横山委員 横山でございます。よろしく願います。

大拙幹事 以上、委員のご紹介とさせていただきます。

四、会長・会長代理の選任について

大臈幹事　それでは、次に、会長の選任をお願いしたいと存じます。

本審議会の会長職につきましては、東京都卸売市場審議会条例第五条の規定によりまして、委員の皆様
の互選により決定されることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。どなたかご発言いた
ければ幸いに存じます。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員　私、水産の卸売業者協会の伊藤と申します。私は、今お話しがあった会長のご推薦を申し上げた
いと思いますが、福永正通様は、以前、都の副知事をなさっており、そして中央卸売市場のご担当でもあ
られたので、市場について大変よくご存じでいらっしゃいますし、この会長として適任だと思います。ご
推薦申し上げます。

大臈幹事　ありがとうございます。

ほかに発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

大臈幹事　ただいま伊藤委員から福永委員を推薦するお言葉がありました。福永委員、よろしゅうござい
ますでしょうか。

福永委員　はい、承知いたしました。

大臈幹事　ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。福永委員を会長として選任するということで、皆様、ご異議ございま
せんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大臈幹事　ありがとうございます。

それでは、福永委員を会長に選任いたします。

福永会長、早速ですが、会長席にお移りいただきたいと存じます。

(福永会長 会長席に着席)

大拙幹事 それでは、会長が決まりましたので、私の進行役はこれで終わらせていただきます。以後の議事進行につきましては、福永会長、どうぞよろしくお願いいたします。

福永会長 ただいま委員の皆様方のご推挙によりまして会長に指名をいただきました福永でございます。就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきますと思います。

これまで卸売市場は、生鮮食料品流通の中心的存在といたしまして、重要な役割を長年にわたり担ってまいりました。しかしながら、卸売市場を取り巻く環境は大きく変化をいたしております、その役割や、あるいはそのあり方が問われてきております。また、築地市場の豊洲移転の問題につきましても大きな課題となっております。

このような状況の中で会長職をお引き受けいたしました。皆様方のご協力を賜りながら、会議が円滑に進行できますよう全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様方、よろしく願いを申し上げます。

早速ですが、それでは、会長の職務代理の方を選任いたしたいと存じますが、東京都卸売市場審議会条例第五条第三項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。恐縮ではございますけれども、私からご指名をさせていただきたいと存じます。

お忙しいところ大変ご苦勞に存じますけれども、横山委員をお願いを申し上げたいと存じます。横山委員、いかがでございますでしょうか。

横山委員 はい。

福永会長　それでは、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、横山委員、会長代理席のほうへお移りいただきたいと思います。

（横山会長代理　会長代理席に着席）

福永会長　それでは、早速でございますけれども、横山会長代理から一言ごあいさつをお願いいたしたいと思えます。

横山会長代理　横山でございます。ただいま会長代理にご指名をいただきました。大変な重責でございますが、鋭意努力をさせていただいて、委員の皆様のご支援、それから事務局のご協力を賜りながら会長を補佐してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

福永会長　どうもありがとうございます。

五、審議事項

東京都卸売市場整備基本方針について　諮問

福永会長　次に、本日は知事から当審議会へ東京都の卸売市場整備基本方針につきまして諮問がございます。まず、それをお受けいたしたいと存じます。

岡田幹事

諮問

東京都卸売市場審議会会長　福永正通殿

東京都卸売市場審議会条例第二条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく、諮問します。

諮問事項「生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、消費生活の安定に資するため必要な卸売市場整備の基本

方針について」

諮問理由「卸売市場法第六条の規定に基づき、第九次東京都卸売市場整備計画を策定するため」

平成二十二年六月二十五日

東京都知事 石原慎太郎

(諮問文手交)

福永会長 ただいま諮問文を頂戴いたしました。皆様方のお手元には、この写しを配付していただいております。どうぞご覧いただきたく存じます。

引き続き議事に入りたいと存じますけれども、映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、これより次第の五の審議事項、東京都卸売市場整備基本方針 諮問 につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

質疑は、説明が一通り終わりました後に一括してお願いをしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

大拙幹事 それでは、私から、資料一「第六十五回 東京都卸売市場審議会資料 東京都卸売市場整備計画（第九次）の策定について」によりましてご説明をさせていただきます。

一ページをお開き願います。

「(一) 国の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に関する動向」でございますが、平成二十一年度末に卸売市場の将来方向に関する研究会が国に対して報告を行っております。

この報告書では、卸売市場の今後の具体的な対応方向として、多様化する出荷者、需要者ニーズへの適切な対応など、ご覧の六項目にわたる内容につきまして提言しております。

今後、国においては、食料・農業・農村政策審議会の諮問・答申を経まして、今年十月を目途に卸売市場整備基本方針を、来年三月を目途に中央卸売市場整備計画を策定する予定とのことでございます。

次に、「(二) 東京都卸売市場整備基本方針及び同整備計画」についてご説明いたします。

「東京都卸売市場整備計画」は、卸売市場法第六条に基づきまして、国の卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、さらに本東京都卸売市場審議会から答申される「卸売市場整備基本方針」をもとに知事が策定するものでございます。

国の基本方針は、おおむね五年ごとに定めるものと規定されておりまして、現在のところ、国の説明によれば、次期整備基本方針の計画期間は平成二十三年度から二十七年度までの五年間とされております。

都道府県の卸売市場整備計画につきましては、国の期間について定めるものと規定されておりますので、新たな東京都卸売市場整備計画の計画期間につきましても、国の計画期間に即したものといたします。

したがいまして、「(三) 計画期間(予定)」でございますが、平成二十三年度から二十七年度までの五年間を予定しております。

二ページをお開き願います。

「(四) 策定スケジュール(予定)」についてでございます。

表の左側に東京都のスケジュールを、右側には参考といたしまして国のスケジュールを記載してございます。

まず、基本方針につきましては、先ほど市場長から本審議会へ諮問文をお渡ししたところでございます。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

次に、この基本方針の策定に当たりまして、本審議会の部会として、「計画部会」を設けましてご検討をお願い申し上げたいと考えております。計画部会の構成等、詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

す。

平成二十三年の一月を予定しておりますが、計画部会から基本方針の検討内容につきまして、この審議会に中間報告をしていただきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

審議会のご議論を踏まえまして、二十三年の四月を予定してございますが、計画部会から最終報告をいただきまして、委員の皆様によるご審議、ご確認を経た上で、本審議会から基本方針について答申をいただければと考えております。

その上で、東京都といたしまして、審議会答申をもとに第九次の東京都卸売市場整備計画を十一月までに策定し、公表したいと考えております。

次に、「(五)基本方針の策定に向けた主な検討事項(案)」でございます。
大きく二点に整理しております。

は、東京都における卸売市場の現状と課題でございます。ここでは、生鮮食品等の流通の現状と課題及び市場業者の現状と課題などが検討事項になるかと考えております。

は、東京都における今後の卸売市場のあり方でございます。ここでは、市場の品質管理の高度化及び衛生対策、市場の効率的な整備・運営、市場業者の経営基盤の強化、市場の環境対策、市場の財政基盤の強化など、さまざまな課題にどう取り組んでいくのか。主にソフト面の考え方と、これに基づく各市場の整備の方法についてご検討をいただければと考えております。

次に、三ページ、「二、東京都卸売市場審議会計画部会の設置及び検討スケジュール」についてご説明いたします。

「(一)の計画部会の設置」でございます。

先ほど次期の基本方針につきまして、計画部会を設けてご検討をお願いしたいと申し上げましたが、第

七次、第八次の基本方針の作成の際にも計画部会を設けてご検討をいただいたところでございます。事務局といたしましては、限られた時間で集中的にご議論をしていただく必要があること、また卸売業者、仲卸業者など市場関係者の意見も聴いて基本方針（案）を作成していただく必要があることなどから、前回同様に計画部会を設けていただくようにお取り計らいいただければと考えております。

（一）にありますように、条例第八条の規定によりまして、会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる、また、部会は会長の指名する委員等で組織することとなっております。

次に、「（二）計画部会の構成（案）」でございますが、これも前回と同様、審議会委員のうち四名で部会を構成し、うち一名を部会長とする案を掲載してございます。

次に、「（三）計画部会の開催日程及び議題（案）」でございますが、最終報告までの間に八回程度の部会開催の案を掲載してございます。

なお、この日程、議題はあくまでも事務局の案でございますので、実際に計画部会を設置させていただきますましたら、具体的な運営は部会の皆様とご相談の上で、必要に応じ適宜変更し、運営していくこととなるかと考えております。

諮問事項に関する説明は以上でございますが、第九次整備計画を策定するに当たりまして、築地市場の関係につきまして一言ご説明いたします。

築地市場の豊洲地区への移転につきましては、冒頭、市場長より申し上げましたとおり、現在地での再整備の可能性など、東京都議会での検討が行われております。

このため、審議会並びに計画部会に際しましては、事務局より都議会での検討状況などを逐次ご報告させていただきます。

なお、豊洲新市場整備の経緯につきましては、後ほど詳細にご報告をさせていただきます。

次に、四ページをお開き願います。

参考といたしまして、「三、東京都卸売市場整備計画（第八次）の実施状況」につきまして掲載してございます。

平成十七年に策定いたしました現行の整備計画では、第一に、卸売市場の活性化と流通の効率化、第二に、情報化と物流効率化の推進、第三に、卸売市場の効率的な整備・運営と財政基盤の強化、第四に、食の安全・安心確保への対応、第五に、環境対策の徹底、第六に、周辺地域との共存、第七に、地方卸売市場の機能強化というように、大きく七つの柱で計画内容が構成されております。お示しいたしました資料は、柱ごとの項目と現在までの主な取り組み状況を記載してございますので、ご参照願いたいと存じます。

次に、六ページから九ページでございますが、「（八）市場別の施設整備状況」を記載してございます。

これは、第八次計画で取り上げました卸売市場の各市場別の整備計画につきまして、現在までの主な実施状況を記載してございます。各市場の整備につきましては、おおむね予定どおり実施済みの状況となっております。詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、現行の第八次整備計画の実施状況につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

福永会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明がございました資料一につきまして、何かご意見、ご質問のある皆様は、恐れ入りますが、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。ご発言はございませんでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問等ないということで、諮問の内容につきましては了承ということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福永会長　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、事務局より提案がございました計画部会の設置についてでございますが、説明にもありましたように、限られた時間で効率よく検討するというため、会長の私といたしましても、提案のとおり部会を設けて審議を進めさせていただきたいと存じます。

計画部会の委員でございますけれども、東京都卸売市場審議会条例第八条第二項の規定によりまして、会長が指名をさせていただきますので、私のほうから、僭越でございますけれども、指名をさせていただきます。

大変お忙しいところ恐縮ではございますけれども、木立委員、西尾委員、山本委員、横山委員の四名の方々をお願いをいたしたいと存じます。

計画部会の委員の皆様方には、いろいろとご苦労をおかけすることになるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

計画部会におきましては、本日の諮問について検討を進めていただきまして、審議会のほうに報告を頂戴したいと存じます。その報告をもとに本審議会で十分審議をいたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもって審議事項につきましては終了させていただきます。

六、報告事項

（一）豊洲新市場整備の経緯について

福永会長　　続きまして、次の議題であります報告事項に移らせていただきます。

まず、事務局より報告事項（一）の豊洲新市場整備の経緯について説明をいただきましたと思います。

質疑は、説明が一通り終わりました後にお願いをいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

野口幹事　　それでは、豊洲新市場整備の経緯につきましてご報告をさせていただきますと思います。

お手元配付の資料二をご覧いただきたいと思えます。

なお、資料二のほうにつきましては、補足の説明用の資料として別紙を三枚つけさせていただきます。後ほどあわせてこれらについてもご説明をさせていただきますと思えます。

まず、豊洲新市場整備の経緯からでございます。

この豊洲新市場につきましては、築地市場が開場から七十年余りが経過をしております、施設の老朽・狭隘化が著しいことから、新たな首都圏の基幹市場として移転整備を計画しているものでございます。

それに至る背景でございますけれども、まず、資料の左上のほうでございますが、「豊洲地区への移転の決定」と記されてございます。まず、それに至る経緯というものを簡単に、口頭でございますが、ご説明をさせていただきますと思えます。

過去に築地での現在地再整備というものを東京都として決定をいたしまして、平成三年に工事に着手した経緯がございます。しかし、工事の長期化と営業活動への支障等から、平成八年ごろに中断に至り、その後、業界からの要請を受け、移転整備も含めて検討して、最終的に平成十一年に、都と業界団体との協議機関におきまして、「現在地再整備は困難であり、移転整備へと方向転換すべき」と意見集約をされました。

この卸売市場審議会におきましても、過去にこのことを審議していただきました。資料左上に記載されてございますように、平成十三年四月に「移転整備に向けた検討を進めるべき」との答申を受けまして、同

年十二月に策定いたしました第七次卸売市場整備計画におきまして、都として築地市場の豊洲地区への移転を決定した、そういうものでございます。それ以降、施設の計画等の検討を進めてきております。

平成十四年四月に東京都と業界団体の代表者から成ります「新市場建設協議会」を設置いたしました。平成十五年五月に豊洲新市場の基本構想、そして平成十六年七月に基本計画を策定いたしました。

あわせて、平成十六年九月に条例に基づく環境配慮書を提出いたしました。移転先での事業実施に向けた大気汚染や騒音、振動といった環境影響評価の具体的な手続に着手しております。

平成十七年三月には農林水産省が「中央卸売市場整備計画」を策定いたしました。その中で豊洲地区における新設市場の整備及び築地市場の廃止が盛り込まれました。

そして、東京都では、同年四月の卸売市場審議会で整備基本方針が答申されまして、これを踏まえ、同年十一月の第八次卸売市場整備計画におきまして、築地市場の豊洲地区への移転並びに豊洲新市場を平成二十四年度開場を目途に整備することといたしました。

施設計画に当たりましては、平成十七年九月に基本設計の与条件となる実施計画を策定いたしました。平成十八年十月に基本設計相当を取りまとめました。

また、同年十二月に実施方針及び業務要求水準書（案）を公表とさせていただきますが、括弧書きでこれは「(PFI)」と書かれております。これは、市場施設の整備に当たりまして、民間資本や経営ノウハウを導入して効率化を図ろうとする整備手法でございます。

しかし、平成十九年三月にこのPFIスケジュールの延期を公表いたしました。この理由は、右上にございますように、新市場予定地の土壌汚染対策等の検討を行うこととしたためでございます。

豊洲新市場予定地には、東京ガス株式会社の都市ガス製造に伴う汚染物質の存在が明らかになっており、都では、生鮮食料品を取り扱う市場用地として食の安全・安心を確保するため、学識経験者による二つの

会議体を設置いたしましたして、科学的な見地から土壤汚染対策を検討してまいりました。

まず、平成十九年四月に「豊洲新市場予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議」を設置いたしました。翌二十年七月にかけて検討を行いました。専門家会議では、敷地全域の詳細な調査を実施し、この結果を踏まえまして、新市場予定地における土壤汚染対策を提言いたしました。この内容は、人がこの土地に生涯住み続けたとしても健康への影響はなく、食の安全・安心を十分確保できるものとなっております。

続いて、この専門家会議の提言を確実に実施するため、平成二十年八月に「豊洲新市場予定地の土壤汚染対策工事に関する技術会議」を設置し、翌二十一年二月にかけまして検討を行いました。技術会議は、民間から二百を超える提案を受けまして、最先端技術を活用した、信頼性が高く、安全性に不安がない土壤汚染対策を提言いたしました。これら土壤汚染対策の詳細につきましては、後ほど別紙でご説明をさせていただきます。

この技術会議の提言を受けた後、都では、平成二十一年二月に豊洲新市場整備方針を策定いたしました。あわせて、土壤汚染対策の内容が定まったことから、翌三月に環境影響評価手続の変更届を提出いたしました。四月から七月にかけて環境影響評価に反映させる施設計画を業界団体との協議を踏まえ取りまとめたものでございます。

これらにつきまして、別紙一をご覧になっていただきたいと思います。「豊洲新市場整備方針及び施設の概要」となっております。

まず、「豊洲新市場整備方針」についてでございますが、東京都では、生鮮食料品を取り扱う市場として食の安全・安心を高いレベルで確保し、五十年先まで見据えた新たな基幹市場として豊洲新市場を整備することとさせていただきます。

一の「土壌汚染対策」でございますが、こちらにつきましては技術会議の提言をもちまして都の土壌汚染対策とすることとし、経費は五百八十六億円、工期は二十九月としてございます。対策の具体的な内容につきましては、記載のように、遮水壁の設置から地下水の管理に至るまでの一貫した対策となっております。

そして、二の「豊洲新市場開場時期及び整備スケジュール」につきましては、平成二十二年度から土壌汚染対策工事を行い、平成二十四年度から建築工事を進め、豊洲新市場の開場時期は平成二十六年十二月としてございます。

三の「整備に要する総事業費」につきましては、四千三百十六億円でございまして、この中には用地の取得費、護岸等の基盤整備費、土壌汚染対策費、市場施設の建設費が含まれてございます。

次に、右の「施設の概要」についてでございます。

一の「施設の規模」につきましては、敷地面積が四十・七ヘクタール、延べ床面積ですと三十七万一千平方メートルとなっております。ちなみに、この敷地面積につきましては、現在の築地市場の約一・七倍の広さとなります。

「施設の内容」といたしましては、市場基幹施設として、卸・仲卸売場、管理施設など、また付加価値施設といたしまして、近年の流通環境の変化に対応するための加工パッケージ施設、転配送センター、そのほかに冷蔵庫などがございます。また、千客万来施設を「食」を中心とした東京都の新たな観光名所として民間事業者により開発整備することとしてございます。

次に、二の「主な特徴」でございますが、効率的な物流を確保するために、広い荷捌きスペースと十分な駐車場を確保いたします。また、食の安全・安心に配慮するため、閉鎖型施設として整備いたしまして、搬入から搬出までを温度管理するコールドチェーンを確保することとしております。さらに、環境への配

慮から、国内でも有数な規模となります。二千キロワット以上の太陽光発電の導入により自然エネルギーを活用するとともに、約十二ヘクタールの敷地内緑地や屋上緑化等によるヒートアイランド対策、アイドリング対策用外部電源の整備や場内搬送用車両をすべて電動化することとしてございます。

三の「主な施設の配置計画図」でございますが、まず、図の右側のほうに五街区がございます。この五街区は青果の卸・仲卸売場と千客万来施設、次に、左上のほうの図になりますが、六街区に水産仲卸売場と千客万来施設、そして、その下の七街区に水産卸売場、管理施設などを計画してございます。

恐れ入りますが、もう一度、資料二の一枚目のほうに戻っていただきまして、「豊洲新市場整備の経緯について」の資料でございます。

右下のところの平成二十一年九月のところをご覧になっていただきたいと思います。その後、都議会におきまして、「東京都中央卸売市場築地市場の移転・再整備に関する特別委員会」が設置されました。

そして、本年に入り、一月に、都では新市場予定地の汚染物質処理に関する実験を開始いたしました。これは技術会議が定めた技術・工法を現地の汚染や土質の状況に即して適用し、確実に無害化が可能であることを確認するためのものでございます。こちらの詳細も後ほど別紙でご説明させていただきます。

また、本年二月には、豊洲新市場の整備手法をPFI方式から直営方式に見直しを行いました。これは土壌汚染対策とPFIによる市場施設整備の並行実施というものが効率性を求める民間事業者にとってリスクとなり、バリュー・フォー・マネー、つまり便益が出ないなどの理由によります。

そして、本年三月には、都議会第一回定例会におきまして、新市場関連予算を含む平成二十二年度中央卸売市場会計予算が付帯決議つきで可決されました。そして、予算執行に当たり留意することが求められてございます。

下段の網かけ部分に記した三点が付帯決議を要約したものでございます。現在、この付帯決議を踏まえ

まして、都議会におきまして現在地再整備の可能性などにつきまして検討が進められております。

続いて、予定地の土壤汚染対策について担当部長よりご説明させていただきます。

宮良幹事　ただいま豊洲新市場整備の件についてご説明いたしました。その中の一つ、豊洲新市場予定地における土壤汚染対策の内容、もう一つは、現在現地で行っております汚染物質処理に関する実験についてご説明をいたします。

別紙二をご覧いただきたいと思えます。この中で、豊洲新市場予定地における土壤汚染対策、その内容をわかりやすく示しております。

まず、左側、「調査」のほうをご覧ください。

豊洲新市場予定地における土壤汚染調査でございますが、ただいま経緯の中でご説明しました専門家会議、この専門家会議の提言に基づき、平面方向と深さ方向の二段階で調査を実施することで、敷地全域の汚染状況の全容を把握しております。

「調査内容」でございますが、まず平面方向の調査につきましては、敷地全域を十メートルメッシュで区分しました四千二百二十二地点、別紙二左側、「調査」の下段のほうに「汚染状況」のグラフがございますが、平面方向、深さ方向に分かれております。左側の平面方向の円グラフの真ん中に「四千二百二十二地点」と記載してございます。こうした十メートルメッシュで区分した地点で東京ガス株式会社の工場操業に由来しますベンゼン、シアン化合物、砒素、鉛、水銀、六価クロム、カドミウムの七物質を対象に、土壤と地下水を調査いたしました。

次に、深さ方向の調査でございますが、今お話し申し上げました平面方向の調査の結果、土壤もしくは地下水で汚染が検出された一千四百七十五地点、この地点におきまして、深さ方向に一メートルごとに土壤ボーリングを実施いたしました。

こうした調査の結果でございますが、新市場予定地全域の汚染状況につきましては、別紙二左側、再度グラフをご覧いただきたいと思います。下段のグラフでお示しておりますように、平面方向では約六四％が環境基準以下でありました。基準を超過した箇所であっても、深さ方向には約八二％が環境基準以下となっております。こうした平面方向、深さ方向の調査の結果、敷地全域に汚染が広がっていないことが明らかになっております。

次に、こうした調査結果を踏まえまして、土壌汚染対策の内容でございます。別紙二右側をご覧いただきたいと思います。

敷地全域につきまして、汚染物質を確実に除去できる土壌汚染対策を、経緯でご説明しましたとおり、専門家会議、技術会議の二つの会議体で複合的、重層的に検討し、具体化しております。

右側に「対策内容」の模式図を示してあります。これをご覧ください。

まず、土壌・地下水対策につきましては、敷地全域にわたりガス工場操業時の地盤面から深さ二メートルまでの土壌をすべて掘削し、碎石ときれいな土で入れ替えるとともに、その上にきれいな土で二・五メートルの盛土を行い、さらにアスファルトで被覆いたします。

また、工場操業時の地盤面から深さ二メートルより深い部分、こうしたところにつきましては、汚染が検出された箇所におきまして、汚染物質の種類や油膜の有無に応じまして、最適な処理技術を採用しまして、土壌・地下水中の操業に由来する汚染物質はすべて除去いたします。

これらの処理技術につきましては、現在、新市場予定地で実験を行っております。この実験の内容につきましては、引き続きご説明いたします。

土壌汚染対策に戻りまして、液状化対策につきましては、阪神・淡路大震災で実績ある工法を、それぞれ現地の土質の特性に応じた工法を採用しております。

さらに、こうした対策に加え、市場施設完成後も観測井戸において地下水の水位や水質を常時監視してまいります。

続きまして、次のページ、別紙三をご覧ください。現在、新市場予定地で行っております汚染物質処理に関する実験の内容でございます。

まず、別紙三左側の「目的」でございます。新市場予定地の汚染物質処理につきまして、技術会議が定めました技術・工法を現地の汚染や土質状況に即して適用しまして、確実に無害化が可能であることを確認していくものであります。

実験の内容につきましては、実際の工事と同様に、十メートルメッシュの処理区画ごとに技術会議で定めた処理技術を適用しております。対象箇所は、それぞれの処理技術に応じて、高濃度の汚染が検出された十六カ所を選定しております。別紙三右側に、その実験対象の位置図でそれをお示しております。

実験の現在の進捗状況でございます。微生物処理と地下水浄化処理につきましては、実験中でございます。洗浄処理及び中温加熱処理につきましては、処理を完了しております。

なお、別紙三の破線で囲っているところがございます。三月十日に、洗浄処理、中温加熱処理につきまして、処理後に環境基準以下となることをデータで確認したことを中間報告として公表させていただいております。

残ります中温加熱処理の後、洗浄処理を行うものにつきましては、現在、処理を完了し、データの確認中でございます。

最後に、今後の予定でございますけれども、今月末に実験を終了し、結果を取りまとめた後、技術会議で科学的知見に基づき客観的に評価・検証していただくこととしております。その際、実験で得られましたすべてのデータは皆さんに公表してまいります。

以上でございます。

福永会長　ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただきました資料二につきまして、何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願いしてご発言をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

どうぞ、三原委員。

三原委員　すみません。豊洲の新市場についての経過はよく、従前も説明を聞いていますし、今日また詳しく聞かせていただいたので。

この内容と少し外れて誠に恐縮なんですけれど、従前の審議会の委員で私も発言したことがございますが、豊洲への新市場の移転であり、あるいはまた築地での再整備だろうと、周辺の市場にどういう影響があるのかということについて、どこでもご報告がなければ調査もしておられないという感じがしてなりません。あえて豊洲の新市場移転についてのご説明がありましたから、この場で当局へお願いと、それから先ほど基本方針を出すに当たって計画部会の先生方も決められましたので、基本方針の中にぜひ盛り込んでいただかないと、第九次の整備計画の中に具体的に出てきませんので、あえてここでお願いをしておきたいと思うんです。基本的に豊洲に移転するということを前提でお話をすれば、豊洲に移転した場合に周辺の市場、特に水産については足立と大田、青果については葛西、これがもう重大な影響を受けるのではないかというのが業界の皆さんのお話でもあり、また私ももうそういうふうに思っています。

したがって、八次の整備計画の中でも、移転しての周辺への影響について調査をして検討するというふうには一を行うたつてありますけど、建物をつくる場合にはアセスメントをやらなくちゃいけないんですから、こういった市場を移した場合は経済的アセスメントもきちつと事前にやって、足立、大田、葛西にどういふ影響があるか、したがってその影響にどう対処するか、そのためにどういふ施設をつくるのか、そ

ういうことをきちつと豊洲移転に並行して実行して、豊洲が開業しました、同時に葛西、あるいは足立、大田の市場も新しい施策を講じて、決して豊洲と妙なお客さんの取り合いのようなといいますが、市場の混乱が起きないですよという状況にしてスタートしなきゃいけないんだと思うんですね。

誠に失礼な発言かもしれませんが、旧来当局のお話を聞くと、豊洲にきちつと移ってみて、それからどういう影響があるかをよく調査をして、そして対応しますと、こういうご答弁が多いんですけれど、それはそれで間違つてはいませんが、今やそういう時代ではないんです。前もってきちつと調査をして、必要な施策を講じて、具体的にスタートしたときには混乱が起きないようにするというのがもう今の時代の流れです。

この環境アセスメントというのはそういうことなんですから、これは建物についての環境影響評価ですけど、私は事業の内容について経済的なアセスメントもやらなければだめだと思つていますから、ぜひこの豊洲の新市場の説明があつたのに絡めてあえて申し上げておきますが、基本方針を策定するに当たつて、計画部会の先生方は、周辺市場への影響がどう出るから、したがつてどうするんだということをきちつと検討して、第九次の整備計画の中で具体的な対応策をちゃんと定めて実行しろというふうにしていただかないと、また検討しますで終わつてしまふんですね。

私は、新市場ができることは大歓迎ですが、豊洲であろうと築地の再整備であろうと周辺市場に与える影響は極めて大きい、気がついたらもう間に合わないということに必ずなりますから、したがつて、あえてここで計画部会の先生方にもそのことをきちつとうたい込んでいただくようお願いし、また中間報告の時点でもよくご説明を聞いてご意見を申し上げたいと思つています。豊洲の新市場の内容とは別なんですけれども、極めて重要な関係がありますから、あえて申し上げておきますので、よろしくご配慮をお願いします。

福永会長　ありがとうございます。

この点は、事務局からは特にございませんね。

大拙幹事　ありがとうございます。第八次の整備計画では、今、三原委員のお話にありましたように、豊洲新市場について、中核を担う拠点として、高度な品質管理や効率的な物流システムを取り入れた新たな市場を建設するという事になってございまして、この豊洲新市場が建設されますと、ご指摘がありましたように、大田市場の水産物部ですとか足立市場は、同じ水産物を扱う市場として、また葛西市場の青果部につきましては、湾岸道路で比較的近い距離にあるということから、大きな影響があるだろうというふうに考えられております。

そこで、新市場開場後に取扱量の変化ですとか、市場関係者の取引の動向などを調査いたしまして、それぞれの市場が果たす役割や機能を分析した上で、それぞれの市場の今後のあり方を検討していく必要があるのではないかと考えてございました。

第八次の計画では、そういった考え方を示したものでございますけれども、現時点で影響評価をしてあり方を検討するというのは大変難しい内容ではないかと思えますが、今、先生からご指摘ございましたように、事前に可能な予測ができましたら、そういったことも、大変難しいとは思いますが、検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

福永会長　よろしゅうございますか。

三原委員　お願いします。

福永会長　ほかにご発言ございませんでしょうか。

もしご発言がないようでしたら、次の報告事項の説明に移らせていただきますが、よろしゅう

うございますか。

(「異議なし」の声あり)

(二) 市場使用料あり方検討委員会について

福永会長　それでは、続きまして、報告事項の(二)の市場使用料あり方検討委員会について説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局、よろしくお願いをいたします。

後藤幹事　それでは、市場使用料あり方検討委員会についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料三をご覧くださいと思います。

市場使用料のあり方につきましては、これまで平成六年及び平成十一年に市場使用料の改定原案をこの卸売市場審議会においてご審議いただきました際に、市場使用料のあり方に関する必要な見直しを行うことと付帯の要望がこの当審議会からなされましたことを受け、平成七年及び平成十二年と二度にわたり検討組織を設置し、学識経験者及び業界代表者の方を交えた検討を行い、今日に至っております。

また、近年、卸売市場を取り巻く流通環境は年々厳しさを増しており、物流の効率化、あるいは品質管理の高度化など、多様化する施設ニーズに即応していくことが求められております。

こうしたことから、全十一市場が抱える今日的課題について整理検討を行い、市場使用料についての方性を取りまとめいただくことを目的といたしました。昨年七月に学識経験者及び業界代表者で構成する「市場使用料あり方検討委員会」を設置いたしましたところでございます。この委員会における主な検討事項は、現行使用料の課題整理、市場使用料体系の見直しの必要性の検討、今後の市場使用料のあり方とな

っております。

次に、委員の構成でございますが、学識経験者の委員につきましては、本審議会の委員をお務めいただいている横山委員を委員長とし、同じく本審議会の委員でございます西尾委員をはじめ、大学教授、公認会計士などの分野からの五名の方をお願いしております。また、業界代表の委員につきましては、卸売業者団体代表、仲卸業者団体代表など、それぞれの業界を代表する十五名の方をお願いしており、合計で二十名の委員で構成されております。

これまでの開催状況でございますが、本委員会につきましては、昨年の七月と十一月の二回開催しております。市場の概要及び財政状況、現行の市場使用料に係る課題整理等を行っております。

また、委員会の下部組織といたしまして、学識経験者の委員で構成するワーキンググループを設置いたしました。専門的な調査検討を行っております。

具体的には、これまでに五回のワーキンググループを開催しております。築地市場、食肉市場、大田市場、世田谷市場及び淀橋市場の視察や視察後の意見交換、市場の現状と使用料に関する過去の検討課題に関する討議を実施しております。

検討期間及び今後のスケジュールでございますが、検討期間はおおむね二年間を予定しております。今後につきましては、引き続きワーキンググループにおきまして専門的な調査検討を行いつつ、その結果を踏まえ委員会におきまして中間のまとめを行い、さらに議論、検討を深め、平成二十三年七月を目途に最終の取りまとめを行う予定でございます。

委員会における検討状況及び検討結果につきましては、今後、卸売市場審議会においてご報告をいたしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、市場使用料あり方検討委員会についてのご報告とさせていただきます。

福永会長　ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただきました市場使用料あり方検討委員会につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。いかがでございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

福永会長　よろしゅうございますか。それでは、質問がございませんようですので、ただいま説明をいただきました報告事項につきましては、これで報告をいただいたことにいたしたいと思います。

七、閉会

福永会長　以上で今日用意をいたしました議題はすべて終了いたしましたけれども、審議会を終わりにさせていただきます。閉会の前に岡田市場長のほうからご発言がございます。よろしく願います。

岡田幹事　審議会の終わりに当たりまして、市場長としてごあいさつを申し上げます。

先ほど来お話をさせていただいていきますけれども、今次の審議会は次期第九次の東京都の卸売市場整備計画の策定に向けまして基本方針のご答申をいただくものでございまして、その意味では大変重要な審議会になると思っております。

私どももこれからつくる整備計画というのは、単なる施設の整備計画ではなくて、市場を取り巻く環境の変化や、あるいはそうしたものを受けて、国としても今新しい卸売市場のあり方といったようなことを考えているわけでございまして、国の動向等も踏まえて整備計画をつくっていかなければならない、そのもととなります基本方針のご答申をいただくわけでございまして、私どもとしても大変重要な審議会で

あると考えております。

委員の皆様方におかれましても、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ぜひそうしたところを踏まえましてよろしく願いをしたいと思えます。私どもとしても、委員の皆様方が十分ご審議いただけますよう最大限の努力をしていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、最後のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

福永会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日予定をいたしました議題はすべて終了いたしました。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたりましたご審議を賜りまして、本当にありがとうございます。

それでは、これをもちまして第六十五回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

午前十一時〇七分 閉会